

高崎市議会後援等運用基準

制定（令和3年3月1日議長決裁）

1 趣旨

団体が主催する事業に対する高崎市議会の後援、共催及び議長賞（以下、「後援等」という。）の適正な運用を図るため、その承認基準及び手続等について必要な事項を定めるものとする。

2 承認基準

後援等の承認対象事業は、各種団体が主催する次の要件を満たす事業とする。

- （1）高崎市の産業、文化、芸術及びスポーツ等の振興等に寄与すると認められるもの
- （2）参加者が限定されることなく、市民の誰もが参加できるもの
- （3）原則として継続的に開催されるもの
- （4）営利を目的としないもの
- （5）事業主催団体の設立目的が公益に反しないもので、政治団体又は宗教団体でないもの

3 承認申請

後援等の承認を受けようとする事業の実施団体（以下、「申請者」という。）の代表者は、議長が指定する申請書又はそれと同等の内容が記載された書面による申請書（正副2通）に、議長が必要と認める書類を添えて、開催日の30日前までに議長（高崎市議会事務局庶務課）に提出する。

4 承認決定

議長は、申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、承認又は不承認の決定を書面により申請者に通知する。

5 実施報告

承認を受けた申請者は、当該事業が終了した日から30日以内に事業概要がわかる関係書類を添付して実施報告書を提出する。

6 費用負担

後援等に係る費用の負担は申請者とする。ただし、議長が特に必要と認める場合は、この限りではない。

7 取消

議長は、次のいずれかに該当するときは承認を取り消すことができる。この場合において申請者に不利益が生じても補償等を行わない。

- （1）申請内容に虚偽があったとき
- （2）承認条件に反するとき
- （3）承認事業の運営にあたり高崎市議会の名誉を傷つけるような行為があったとき
- （4）その他後援等を行うことが適当でないと認めたとき